

自殺対策大綱（抜粋）～誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して～

（平成 29 年 7 月 25 日 閣議決定）

第 1 自殺総合対策の基本理念

＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

平成 18 年 10 月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数の年次推移減少傾向にあるなど、着実に成果を上げてきた。しかし、それでも自殺者の累計は毎年 2 万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはない。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

第 2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

（略）

第 3 自殺総合対策の基本方針

（略）

第 4 自殺総合対策における当面の重点施策

（略）

第 5 自殺対策の数値目標

平成 28 年 4 月、基本法の改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して対処していくことが重要な課題であるとされた。したがって、最終的に目指すべきは、そうした社会の実現であるが、当面の目標としては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成 38 年までに自殺死亡率を 27 年と比べて 30%以上減少させることとする。

* 先進諸国の自殺死亡率は、フランス 15.1、米国 13.4、ドイツ 12.6、カナダ 11.3、英国 7.5、イタリア 7.2 である。

* 日本の平成 27 年の自殺死亡率は 18.5 であり、それを 30%以上減少させると 13.0 以下となる。平成 37 年には、総人口が約 1 億 2300 万人になると見込まれていることから、目標を達成するためには自殺者数は約 1 万 6000 人以下となる必要がある。

第 6 推進体制等

（略）